

2024年3月1日

各位

株式会社 SBI 証券

「SBI証券のiDeCo(個人型確定拠出年金)」、業界初となる90万口座達成のお知らせ ～iDeCo やるなら！SBI証券～

株式会社 SBI 証券(本社:東京都港区、代表取締役社長:高村正人、以下「当社」)は、**2024年1月末時点で、iDeCo(個人型確定拠出年金)の口座数が業界初[※]となる90万口座を達成しましたので、お知らせします。**

当社は2005年1月に、いち早くiDeCoのサービスを開始しました。2023年には、1月にiDeCo加入者サイトと証券総合口座の「アカウント連携」サービスの開始、7月にシミュレーションツール「DC Doctor」の提供、12月には加入・申込手続きのWEBフォームのリニューアルなど、お客さまの資産形成をサポートするためのサービス改善を実施してきました。お客さまにこれらの取り組みを評価いただき、2023年6月末にはiDeCoの預り資産が1兆円を突破し、2024年1月末時点で90万人を超えるお客さまにご利用いただいています。今後もお客さまのご要望を真摯に受け止め、「iDeCo やるなら！SBI証券」をスローガンとし、サービス改善を続けていきます。

当社は、今後も「業界最低水準の手数料で業界最高水準のサービス」を提供するべく、魅力的な商品・サービスを拡充し、個人投資家の皆さまの資産形成を支援していきます。

※ 比較対象範囲は、iDeCo(個人型確定拠出年金)を提供する全運営管理機関です。2024年1月31日現在、当社調べ。

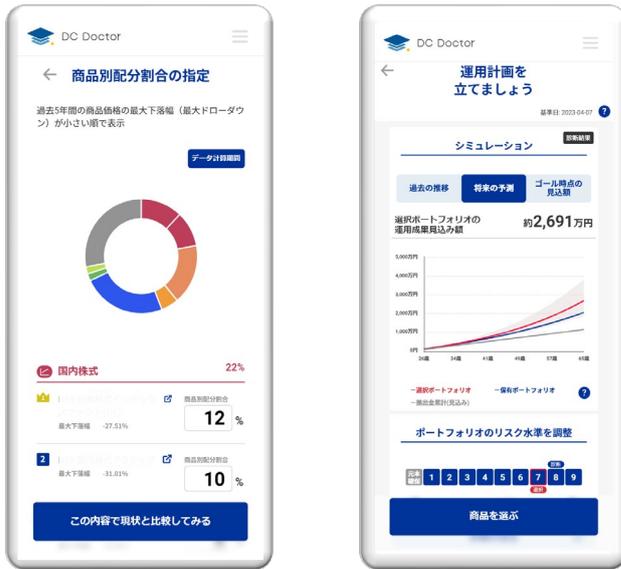
<iDeCo加入者サイトと証券総合口座の「アカウント連携」サービス>

当社総合口座にログイン後、都度ID・パスワードを入力することなく、iDeCo加入者サイトにログインできるサービスです。

<シミュレーションツール「DC Doctor」>

お客さまのリスク許容度や運用期間を基にしたポートフォリオ提案から掛金の配分設定や保有資産のリバランスの際の運用商品選びのサポート、将来予測の比較など、長期にわたるiDeCoでの資産形成を全面的にバックアップする多様な機能を搭載しています。「トライアル版」は[こちら](#)

DC Doctor 画面イメージ



<リニューアルされた iDeCo 加入・申込フォーム>

リニューアルのポイント

- ① 申込ステップの途中での中断・再開が可能に
- ② 画面デザインを刷新、複雑な手続きも簡単に分かりやすく
- ③ お申込み途中のお客さまも安心、リマインドのメールを送付
- ④ 総合口座開設時にも、WEB で iDeCo のお申込みが可能に

リニューアルされた加入・申込フォームの画面イメージ

この後の手続き



ステップ2：「書類の提出」に必要なもの

事業主証明書

以下から証明書をダウンロードし、必要事項を全て記入した状態のものをご用意ください。
本書類にはお客さまご自身で記入いただく箇所と、お勧め先に記入いただく箇所がございます。
また、WEB申込みの場合は、必ず個人払込用登録事業所番号が必要になります。
なお、事業主証明書は「運用関連運営管理機関」がSBI証券の証明書のみ受付可能となりますのでご注意ください。

※PDFは直接編集いただけますので、印刷せずにそのままご提出いただけます。
※事業主証明書の編集の際は、PCにてAdobe Acrobat Readerのご利用を推奨しております。

本人確認書類

以下のいずれか1点をご用意ください。

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・各種健康保険証

ステップ3：「加入・移換の依頼」に必要なもの

基礎年金番号 +	銀行口座情報 +
登録事業所番号 +	

<金融商品取引法等に係る表示>

商号等 株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者、商品先物取引業者

登録番号 関東財務局長(金商)第 44 号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会

<手数料等及びリスク情報について>

SBI証券の証券総合口座の口座開設料・管理料は無料です。

SBI証券で取り扱っている商品等へのご投資には、商品毎に所定の手数料や必要経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等は価格の変動等により損失が生じるおそれがあります(信用取引、先物・オプション取引、商品先物取引、外国為替保証金取引、取引所CFD(くりっく株365)では差し入れた保証金・証拠金(元本)を上回る損失が生じるおそれがあります)。各商品等への投資に際してご負担いただく手数料等及びリスクは商品毎に異なりますので、詳細につきましては、SBI証券WEBサイトの当該商品等のページ、金融商品取引法等に係る表示又は契約締結前交付書面等をご確認ください。
